

国労本部電送No.2	発信日	発信 財政部	責任者	受領者
	2022年7月29日			

指 令 第 2 号
2022年 7月29日

各 エリア本部
地方本部 執行委員長 殿

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

2022年度組合費、ストライキ基金並びに 組織拡大行動資金の徴収について

第91回定期全国大会（7月28日～29日）は、本年度の組合費等について下記の内容により徴収することを決定した。

よって、各級機関は徴収にあたって万全の体制をはかるよう、以下指令する。

<指 令>

1、本年度の組合費は次のとおりとする。

(1) JR現職者の組合費は現行通りとし、

基本給×21/1,000+1,100円（1円以上の端数は10円に切り上げ）とする。

① 2021年度本部納入組合費平均は8,447円となり、平均組合費7,800円を647円上回っているが、平均組合費は現行通り319,000円×21/1000+1,100円＝7,800円とする。組合費の最高限度額は、現行通り10,080円とする。

②このうち、犠牲者救済資金は、1人50円とし、業過資金は1人2円とする。

(2) 再雇用者の組合費は以下の通りとする。

① JR会社等に再雇用の組合費は現行通りとし、

基本給×18/1,000（1円以上の端数は10円に切り上げ）とする。

2021年度本部納入組合費平均は3,257円となり、平均組合費3,000円を257円上回った。

組合費の最高限度額は3,600円とし、最低組合費を2,300円、平均組合費については3,000円とする。

② J R 東日本における短日数勤務者の組合費は、支給基本給額×80%×18/1,000とし、またJ R 西日本シニア社員のハーフ日数・ハーフタイムにおける組合費は、支給基本給額×18/1,000とし、それぞれ最高限度額 3,600円、最低組合費 2,300円、平均組合費 3,000円とする。

③ハーフタイム勤務を選択した者の組合費は、現行通り1,200円とする。

④再雇用制度満了後の組合費については、現行通り2,300円とする。

(3) 退職前提退職者の組合費は、現行通り2,300円とする。

(4) 臨雇組合員の組合費は、現行通り1,200円とする。

(5) J Rグループ 会社正社員の組合費は現行通り、
基本給×15/1000（1円以上の端数は10円に切り上げ）とする。
2021年度本部納入組合費平均は2,825円となり、平均組合費3,000円を175円下回った。組合費の最高限度額は3,600円とし、最低組合費を2,300円、平均組合費については3,000円とする。

(6) J Rグループ 会社非正規社員の組合費は、現行通り2,300円とする。

(7) 休職・休業中で賃金が一切支給されない者は、その期間徴収しない。

(8) 以上の取り扱いについては、『納付金A』により処理すること。

(9) 「組合費徴収一覧表」については、
・『2022年度 組合費早見表』（添付5-1）
・『2022年度 再雇用組合費早見表』（添付5-2）
・『2022年度 グループ 会社正社員組合費早見表』（添付5-3）
以上をPDFにて添付するので参照のこと。
尚、55歳以上で賃金が減額される者等の基本給については、「表」に当てはまらない場合があるが、その場合は1ランク低い欄で組合費を徴収すること。

○エクセル関数を利用して組合費を算出する場合は下記の計算式を参照のこと。

- ・ J R 現職者 =ROUNDUP(INT(基本給×21/1,000+1,100), -1)
 - ・ 再雇用者 =ROUNDUP(INT(基本給×18/1,000), -1)
 - ・ グループ会社正社員 =ROUNDUP(INT(基本給×15/1,000), -1)
- ※カッコ内の「-1」は、一の位を切り上げて10円単位に処理。

(10) 新組合費の徴収は、2022年7月からとする。

- ・新旧組合費の差額徴収を行うこと。
- ・差額徴収対象者は、2022年7月29日現在、現に国鉄労働組合に在籍していた組合員とする。

2、ストライキ基金は、JR現職者のみ、現行通り1人月額100円を徴収する。
取り扱いについては、『納付金B』により処理すること。

3、組織拡大行動資金は、JR現職者のみ、現行通り1人月額400円を徴収する。
取り扱いについては、前2項同様、『納付金B』により処理すること。

4、前2、3項の徴収については、通常の組合費と同様に「未収金」とならないよう、『台帳』整理等を行うこと。組合同約第36条の「代議員の選出」の算出基礎となる。

5、交付金について

(1) 地本交付金は、

- ・JR現職者 月額1,700円×人員×12ヶ月
- ・上記以外 月額1,500円×人員×12ヶ月
- ・ハーフ・臨雇 月額 500円×人員×12ヶ月

(2) エリア交付金は、

- ・JR現職者 基礎額620円+調整額(270円～280円)×人員×12ヶ月
※下表参照
- ・上記以外 月額600円×人員×12ヶ月
- ・ハーフ・臨雇 月額500円×人員×12ヶ月

組織人員	基礎額	調整額	合計額
500名以下	620	280	900
501名～1,000名		270	890

6、本部・エリア本部・地方本部間の組合費及び交付金の送金方法については現行通り。

イ、地方本部（北海道・四国・九州はエリア本部）は、平均組合費（7,800円）他の全額（スト基金100円・組織拡大行動資金400円を除く）を本部に送金する。

送金後、「送金通知書」（添付5-4）を本部とエリア本部の双方にメールまたはFAXする。同「送金通知書」の本通は本部へ。

ロ、エリア本部（北海道・四国・九州を除く）は、地方本部からの「送金通知書」を受信後、速やかに納入人員分の「地方本部交付金」を地方本部に送金する。

送金後、速やかに「送金通知書」（添付5-5）を地方本部にメールまたはFAXする。同「送金通知書」の本通は地方本部へ。本部へのメールまたはFAXは不要とする。

ハ、本部は、2022年度分「エリア本部交付金」（地方本部交付金を含む）を第3四半期ないし第4四半期にエリア本部に送金することとするが、最終的には第4四半期に実施する「組合費納入人員の確定」作業を経て、過不足を精算する。

7、各種カンパの徴収について

- (1) 家族会強化対策資金については、取り組まない。
- (2) 被対協カンパについては、年間1人200円とする。
- (3) 送金方法は現行通り。

以 上

☆ 1～3項の組合費等について、下記に一覧表で示す。

<組合費等一覧表>

(単位:円)

	雇用種別	組合費		内訳			
		算定率 及び定額	最高限度額 …上段	地方本部	エリア本部	本部	合計
			最低組合費 …下段				
1	J R 現職者	基本給×21 ／1,000+ 1,100	10,080	1,700	900～ 890	5,200	7,800
2	再雇用者 ※西日本会社のハ ーフ日数・ハーフタイム勤 務者を含む	基本給×18 ／1,000	3,600 2,300	1,500	600	900	3,000
	短日数勤務者 ※東日本会社のみ	基本賃金× 80%×18/ 1,000	3,600 2,300	1,500	600	900	3,000
	ハーフタイム勤務者	1,200		500	500	200	1,200
3	退職前提退職者	2,300		1,500	600	200	2,300
4	臨時雇用員	1,200		500	500	200	1,200
5	J R グループ 会 社正社員	基本給×15 ／1,000	3,600 2,300	1,500	600	900	3,000
6	J R グループ 会 社非正規社員	2,300		1,500	600	200	2,300
7	休職者（無給）	徴収なし		—	—	—	—
※ストライキ資金・組織拡大行動資金は、J R 現職者のみ。							

☆6項の本部・地方間の組合費・交付金の送金取り扱いについて、下記に一覧表で示す。

<地方本部から本部への組合費送金額>

(単位：円)

	雇用種別	金額（1人／月）	備考
1	J R 現職者	7,800	
2	再雇用者、短日数勤務者（J R 東日本）、 ハーフ日数・ハーフタイム勤務（J R 西日本）	3,000	
3	退職前提退職者	2,300	
4	ハーフタイム・臨時雇用員	1,200	
5	JRグループ会社正社員	3,000	
6	JRグループ会社非正規社員	2,300	

<エリア本部から地方本部への交付金送金額>

(単位：円)

	雇用種別	金額（1人／月）	備考
1	J R 現職者	1,700	
2	再雇用者、短日数勤務者（J R 東日本）、 ハーフ日数・ハーフタイム勤務（J R 西日本）	1,500	
3	退職前提退職者	1,500	
4	ハーフタイム・臨時雇用員	500	
5	JRグループ会社正社員	1,500	
6	JRグループ会社非正規社員	1,500	